

条文	内 容	回 答
2	解説書が一般公開されるのかわからないのですが、第1章第2条いじめの態様で、「東日本大震災」をあえていたのはどうしてか。	<p>解説書も一般公開します。</p> <p>「いじめの態様」について、東日本大震災等により被災した児童生徒に対するいじめが社会問題化していることを鑑み、解説書には、例として「東日本大震災による避難時同等への誹謗中傷や心ない言動」を記載しています。平成29年3月に改定されました国「いじめの防止等のための基本的な方針」にも記載されています。</p>
2	(1)にキッズランドや保育園・幼稚園等がなく、(7)に幼児教育施設の記述がある。まとめて(1)に記載されではいかがでしょうか。	<p>「学校」及び「子ども」の定義について、上位法である「いじめ防止対策推進法」に基づき定義しています。そのため、この条例における「子ども」には、幼児は含まれていませんが、幼児期は、人間形成の基礎がつくられる大切な時期です。また、ご指摘のとおり、幼児の中でも小さいじめがあり、その芽の段階から指導していくことが大切であると考えています。</p>
2	同じく第2条 子どもの中に幼児がないが、幼児の中でも小さいじめはあると思いますので、幼児も記載されではいかがでしょう。	<p>そこで、本条例では、第2条第7号に幼児教育施設をいじめ問題の対応に関する機関とし、連携していじめ問題に対応することを定めています。また、第9条では、幼児期の子育て支援として、この時期にキッズランドやこども園等と連携し、命の大切さと思いやりの心を育む教育を推進することを定めています。</p>
3	「全ての学校で起こり得るものであると認識し」は必要ないと思います。前の「全ての子どもに関係し」で十分に対象を明確化できており、ことさら学校で起こっているものだということを強調する必要はないからです。	<p>町としては、いじめが生じる主たる場面は、学校が多いと認識しています。いじめは大人や教員の目からは、非常に見えにくいものが多く、一見、いじめがないように見えても、実は水面下でいじめが発生していることも十分にあります。文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」にも「いじめは、どの子供にも、どの学校にも、起こりうるものである。」と記載されています。いじめの対応には「どんな状況でもいじめが発生するかもしれない」という危機意識をしっかりと学校（教員）が持つことが何より大切であると考えています。「全ての学校で起こり得るものであると認識し」という文言には、こうした危機意識を持っていじめ対応にあたるという意味を込めています。</p>
3	「町、学校、保護者、町民及び関係機関」について「町、町民、保護者、学校及び関係機関」の順番での記述がふさわしいと考えます。「町民総がかり」や第1条の「町民が一丸となって」とあるように多可町としていじめに立ち向かうとの理念であるから「町」のあとは「町民」として地域をあげて子どもたちを見守るという姿勢が大切です。また「及び関係機関」への文脈のつながりを考えると「学校」を最後にした方が自然です。	<p>町としては、いじめが生じる主たる場面は、学校が多いと認識しています。多可町としていじめの対応にあたって、学校やその設置者である町、そして保護者が中心となって町民の皆様や関係機関と連携し、町民一丸となっていじめ防止等に取り組んでいくという意味を込めて、その順番で記載しています。</p>
3	悪口を言われても、【いじめ】と定義されていることから、いじめは必ずあるものとして学校・教育委員会・町・地域、そして家庭（保護者）が連携することが大事。	<p>いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。</p> <p>いじめが全ての子どもに関係し、全ての学校で起こり得ること、また、町、学校、保護者、町民及び関係機関等の連携の下、町民総がかりでいじめの問題に取り組むことを本条例の基本理念として、第3条に定めています。</p>
4	「子どもは、自分を大切にするとともに」・・・全ての子どもにとって大切なことなので良いと思う。	<p>全ての子どもにとって、自分を大切にすること、そして、自分と同じように他の子どもも大切にすることが大事です。</p>

条文	内 容	回 答
4	<p>(子どもの役割) 第4条 子どもはいじめを行ってはならない。について 他市町のに比べて、2以下にある項目が具体的で分かりやすいが、努力事項であるため「～ものとする。」よりも「努める」あるいは「できるようにする」「相談するようにする」といった語尾の方がよいように思う。</p>	<p>第4条は、子どもの役割について述べた条文です。この条例では、町の責務、町立学校の責務、保護者の責務、町民の責務といったように「責務」という表現をしています。子どもについては「責務」という言葉は、なじまないということで「役割」という表現をしています。町の責務、町立学校の責務、保護者の責務、町民の責務に並ぶ言葉として、子どもの役割という表現が適切であると考えています。</p>
4	<p>いじめをなくすこと、いじめがダメなこと、いじめ防止対策に関しては理解できるし、もっともだと考える。条例に定め、そのことが効力を発揮していじめがなくなるのであれば有意義だと思う。ただ、細かな内容において、疑問や不安もある。第4条に子どもの役割を定めてあるが、いじめを行ってはならないことはあたりますが、それ以外の役割を果たさなかった場合は、子どもが罪の意識を感じるよう定めてあるように感じる。</p>	<p>また、第1項は、「子どもはいじめを行ってはならない。」という表現で始まっており、全体的に子どもにとって厳しいのではないかとの意見もございました。これは、「いじめ防止対策推進法」第4条に(いじめの禁止)として定められている表現です。</p> <p>また、子どもを条文で縛るべきものではないとの意見もございました。子どもを守るために大人が行動することはもちろんですが、子ども自身に自分たちの問題としてしっかりといじめに向きあって欲しい、その意味をこめて、「子どもの役割」として条文化しています。</p>
4	<p>「子どもの役割 2 3 4」について 文末表現「～努力するものとする。」は、子どもに対して大変強制的であるように感じます。条例で定められてしまうと、条例通りに行動できない自分を責めることにもなりかねないと思います。 2については、「～努力する。」、3・4については、「～することができます。」 {～することができます。} のような表現の方が、子どもたちに自然に受け入れられるように思います。</p>	<p>そのため、第2項～第4項については、第1項でいじめの禁止を定めるだけでなく、子どもが実際にいじめ防止等のためにどう行動すればよいのかを、簡潔に述べています。</p> <p>その文末が「～に努力する」という表現になっており、子どもにとって少し厳しいのではないか、条例で定められてしまうと、条例通りに行動できない自分を責めることになるのではないか等のご意見もございました。本条例では、町の責務、町立学校の責務では「～しなくてはならない」という表現、また、保護者と町民の責務については「～するものとする」という表現になっています。子どもについては、第1項以外は、より緩やかな表現である「～に努力する」という表現にしています。</p>
4	<p>「子どもの役割」第4条の言い回しが、厳しく、児童生徒が、そうしなければ条例違反を問われそうな感じです。条例の決まった言い回しがあるのかもしれません、もう少し優しい言い方になればと思います。例えば・・・仲良く生活しましょう。相談しましょう。相談することが大切です。</p>	<p>各学校やご家庭で説明いただく時には、子どもの発達段階にあわせて、「～しましょう」等のわかりやすい表現でご説明いただければと考えています。</p>
4	<p>「子どもの役割」「～するよう努力するものとする」の表現について 対象が子どもなので「相談しましょう」と言った表現に変えてはどうでしょうか。</p>	<p>また、第3項については、いじめられている子どもたちにとっては相談したいのに相談できないという現状がある、相談することに努めることを条例化することが、いじめられている本人に心理的な負担をかけることにならないか危惧する等のご意見もいただいています。確かに相談したくても相談できない状態にある子どもも多いことは事実です。周囲の大人が、こうした子どもたちの思いをどうキャッチするか、これはいじめ問題の解決の大きな課題です。しかし、一方で周囲の信頼できる大人に相談することで、いじめから救われた子どももたくさんいます。いじめの解決のための有効な行動の一つが、いじめを受けている本人が、周囲に相談することです。まずは、教員や保護者など周りの大人が、いじめられている子どもやいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを言葉と態度で示すなど、子どもがいじめを相談しやすい体制を整えることが重要です。その上で子どもに、いじめられている場合には、一人で悩まず、家族、学校、友だち、相談機関等に相談するように伝えることが大切だと考えています。</p>
4	<p>「子どもの役割」条文に本当に明記することがいいのか疑問です。いかに大切で正しいことであれ、条例で子どもを直接的に縛るべきではないと思います。「子どもはいじめを行ってはならない」とありますが、もしもいじめに関わってしまった場合は条例違反になるのでしょうか。子どもを守るために周りの大人がしなくてはならないことを規定すればよいだけだと思います。子どもには、いじめはいけないことだということを、大人が、学校が示していけばよいのです。</p>	
4	<p>いじめられている子どもたちにとっては、相談したいのにできないという現状がある。周囲に相談することに努める、ということを条例化することが、いじめをうけている(うけた)本人により心理的な負担をかけることになるのではないかと懸念される。</p>	
4	<p>第4条の3は、いじめの被害者は一人で悩まずに相談するように努めるとありますが、一人で抱え込んでしまう子どもたちがたくさんいます。そういう子どもたちに「努力する=努力する」という表現を使うのは、どうでしょうか。相談しなかつたら条例違反ということになるのであれば、「相談できる」というように、窓口を広げるような表現の方がよいとのではないかと思います。</p>	
4	<p>「(子どもの役割)」について「(子どものあり方)」と変更した方が良いのではないですか。各項目の内容から考え、本来は自由であるべき子どもたちを「役割」とすることで拘束をしているような表現と受け止められます。 また3項文末「相談するよう努力するものとする」は「相談することができる」とすべきではないでしょうか。「努力する」の表現であればいじめを受けた場合に心理的に追い込まれるのではないかでしょうか。</p>	

条文	内 容	回 答
4	<p>(子どもの役割) 第4条について、以下の下線の箇所を付け加えてほしい。理由：子供達に積極的な姿勢をもたせたい。</p> <p>2 ~努めるものとする。 ・・・相手が困る、嫌がると思うことはしない。自分自身を戒める。・・・自戒</p> <p>3 ~努めるものとする。 ・・・「いじめ」を受けたと思った時(相手から嫌そうな事を言われたり・困ったことをされた時)は、すぐにその場で「あっ、いじめや!と大きな声を出そう。 自分の気持ちを相手に伝え、双方で「いじめか・否か」を話し合うようにする。 ・・・勇気 そして受けたことが自分の弱点であれば、これの克服に努める。体力が小さければ大きくする努力など。</p> <p>4 ~努めるものとする。 ・・・「いじめ」を発見した時は、「あっ、いじめや!」と大きな声を出そう。「どないしたんや!」と2人の中に入って「話し合い」の場をつくるようにする。 いじめを許さない・傍観者の立場をとらない・・・行動</p> <p>5 これらのことが自分のバネ(弾力)を強くし、お互いが伸び成長することを自覚する ・・・バネ</p> <p>6 「自戒・勇気・行動・バネ」を暗唱して、進みましょう。</p> <p>7 とっさに備えて、声を出す練習をしておきましょう。 例えば、 親子か友達で打ち合わせをして行います。 「おい!こら!」と大声を掛けます。 受けた方は「あっ、いじめや!」と大きな声を出しましょう。何回も言って、すぐに反応出来るまで繰り返しましょう。</p>	<p>このいじめ問題に対して、「子ども達に積極的な姿勢を持たせたい」ということで、子どもの役割について、具体的かつ有用なご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>条例ということもあり、細かな手法についてまでは条文化することは難しいと考えています。ご提案の趣旨を十分に踏まえて、以下のように指導に当たります。</p> <p>2 「相手が困る、嫌がると思うことはしない。自分自身を戒める。・・・自戒」。 これは、人間関係を築く上でとても大切なことであると考えています。</p> <p>3~7 子どもが、実際にいじめを受けたときに、おかしいことをおかしいと言えること等、いじめ防止に向けて行動できることも大切であると考えています。</p> <p>子どもには、これらのこと十分に踏まえて指導します。</p> <p>本条例第15条で、 「第1項 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子どもの豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地や基礎を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図らなければならない。 第2項 町及び町立学校は、いじめは加害者及び被害者だけの問題ではなく、全ての子どもに関係する問題であることを踏まえ、傍観者を減らし仲裁者を増やすための指導や仲裁者を支える集団等いじめを生まない集団づくりに向けた取組を推進するものとする。」と定めています。</p> <p>こうした道徳活動や人権教育及び体験活動の中で、いじめ問題について、ご提案の趣旨であるいじめ対応へのロールプレイング(役割演技:態度や行動を変化させることを目的とする教育指導法)等を取り入れて指導していきます。</p>
5	<p>「町立学校における」の表現について、削除とするか「地域、学校における」とすべきではないでしょうか。一つは地域で子どもを守るという姿勢を条例で示すべきと考えます。いじめは学校だけではなく、地域や塾や学校以外でも起こりうるものと考えます。原文であれば、北はりま特別支援学校に在籍する小学部や中学部の町内の子どもたちが対象から外されてしまっているとの印象を受けます。</p>	<p>第5条は、自治体としての町の責務について定めた条文です。町は、県立学校等、町立学校以外の学校について、いじめの実態把握について調査を命じる等の権限は有していません。</p> <p>そこで、第5条第2項に「町は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った子どもに対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制を充実とともに、学校、保護者、町民及び関係機関等と連携の強化を図らなければならない。」と定めています。</p> <p>ここでいう「子ども」は、第2条で定義しているとおり、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する全ての児童及び生徒をいいます。この中には、県立北はりま特別支援学校をはじめ、町外の高等学校等に通う多可町内の子どもも含まれています。</p> <p>また、「学校」は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。この中に県立北はりま特別支援学校をはじめ、町外の高等学校等も含まれています。</p> <p>また、第35条に町立学校以外の学校への協力要請として、「町は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。」と定めています。</p> <p>これらの条文で、これら県立学校等に在籍する町内の子どものいじめへの相談体制について、そして県立学校等と連携していじめに対応することを定めています。</p> <p>このことにつきましては、本条例第35条の解説に以下のように追記します。 「本条例でいう「子ども」は、条例第2条第2号に定めるとおり、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する全ての児童及び生徒をいいます。 町は、いじめ防止等について必要があると認める場合は、県立学校等の設置者及び管理者と協力して対応にあたります。」</p> <p>また、ご指摘のとおり、いじめは学校だけではなく、地域や塾や学校以外でも起こりうるものであります。これも第5条第2項に、町民及び関係機関との連携という文言で地域との連携を定めています。さらに第8条第2項に「町民は、子どもの成長、生活に关心を持ち、いじめの兆候等が感じられたときは、関係する保護者、学校、町又は関係機関等に積極的に情報を提供するよう努めるものとする。」として、町民の責務として、いじめの兆候を見逃さず、地域で子どもを守るという姿勢を示しています。</p>

条文	内 容	回 答
6	<p>授業を通じて、児童生徒自身が受け身でなく将来に亘り、いじめの本質を理解し、自ら善悪を判断できる知識・能力の習得=「いじめ防止への対応能力」が必要であり、醸成教育が必須であると考えます。</p> <p>(例) いじめ防止等に関する条例関連 (学校の責務) H30年度「指導要領の改訂」道徳授業にも沿う学習メニューを網羅すべきと思います。</p> <p>第6条 学校は、教育活動を通して、子どもの自他の命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。</p> <p>2. 学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えるとともに、子どもが安心して相談することができる環境を整えなければならない。</p> <p>3. 学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を町に報告しなければならない。</p> <p>4. 学校は、「子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう」、こどもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。</p> <p>5. 学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるような学習メニュー等必要な取組を行わなければならない。</p>	<p>ご指摘のとおり、子どもたちがいじめの本質を理解し、自ら善悪を判断できる知識・能力を習得することは、いじめの未然防止に向けて、必要不可欠であると考えます。多可町では、現在、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、その育成に努めています。</p> <p>また、今回の学習指導要領の改訂により、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施することとなっています。この「特別の教科道徳」の開設の発端となったのは、いじめ問題への対応であり、児童生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性のある力を育成していく上で、道徳教育は大きな役割を果たすことが求められています。</p> <p>町では、本条例の第15条第1項に、「子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことがいじめ防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図ること」と定め、いじめ問題への対応能力を、道徳教育や人権教育の授業を要としつつ、学校教育活動全体で育成していきます。特に、道徳教育では、この度の学習指導要領改定の趣旨を踏まえ、いじめ問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を行います。</p> <p>また、ご指摘のとおり、いじめの構造等その本質を理解する必要があります。いじめは加害者及び被害者だけの問題ではなく、全ての子どもに関係する問題です。本条例の第15条第2項では、「傍観者を減らし仲裁者を増やすための指導や仲裁者を支える集団等いじめを生まない集団づくりに向けた取組を推進する」ことを定め、いじめの構造を正しく理解し、いじめの被害者にも加害者にもさせない集団づくりを進めていきます。例えば「いじめ未然防止プログラム」などを活用し、いじめを生み出さない人間関係づくり、学級づくりに努めます。</p> <p>さらに、本条例の第15条第3項では、「当該学校に在籍する子どもの保護者、町民及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する子どもの自主的な企画及び運営による活動に対する支援、子ども及びその保護者並びに教員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。」と定め、子ども自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるよう指導していきます。</p>
6	<p>『第6条』について、次の文を加筆してみてはどうでしょうか。 「町立学校は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮するよう努めるものとする。」</p> <p>特に、中学校の部活においては、町内の祭りや子ども会行事等に関係なく、また、暗くなるまで練習が行われている。次世代を担う子どもは、町民みんなが、かかわって育てるものである。学校の役割は当然大きいが、地域とのかかわりも大切である。また、学校外でのかかわりから、いじめを解消させる機会も出てくるのではないか。多可町住民憲章にある「わたしたちは、ふるさと多可を愛し…」と感じてくれる次世代の子どもたちを育てるためにも、必要なことだと考えています。</p>	<p>「地域」は、子どもの成長に大きな役割を果たしています。子どもが積極的に地域の行事や活動に参加することは、郷土を愛する心の醸成や地域社会の一員としての自覚を促す上でもとても大切です。また、「地域の子どもは地域で育てる」「より多くの大人の目で子どもを見守る」という視点は、いじめ防止等にとっても大切です。そこで本条例では、町民の責務として、第8条第3項に「町民は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮するよう努めるものとする。」と定め、地域の中でより多くの大人の目で子どもを見守る体制づくりについて定めています。そして、そのためには学校の協力も必要であると考えます。</p> <p>そこで修正案として、これに対応する形で、第6条の町立学校の責務にも第9項として、「町立学校は、子どもが積極的に地域行事等に参加できるよう配慮するよう努めるものとする。」として追加します。</p>
6	<p>「どの学校にも、どの学級にも、」どの子どもにも起こり得ること、だけでいいと思います。</p>	<p>いじめは大人や教員の目からは、非常に見えにくいものが多いと考えています。一見、いじめがないように見えても、実は水面下でいじめが発生していることも十分にあり得ます。文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」にも「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起り得るものである。」と記載されています。いじめの対応には「どんな状況でもいじめが発生するかもしれない」という危機意識をしっかりと学校(教員)が持つことが何より大切であると考えています。「どの学校、どの学級にも」という文言には、そうした危機意識を持っていじめ対応に当たるという意味を込めています。</p>

条文	内 容	回 答
6	<p>後半の「多可町子ども憲章を唱和するものとする」の部分を条例化することについて、再検討いただきたいです。「いのちと人権の日」を設けることに関しては賛同できますが、その意識化の方法は、各学校に委ねていただきたいところです。これまで、いじめを未然に防ぐ取り組みをしている中で、その効果が薄れたり、方法が取れなくなってしまったりすることを危惧します。大切なことをしているので、取り組み自体が形骸化し、意義が伝わらない、心が育たないのでは意味がありません。生徒にとっても、唐突すぎるのではないかと思います。</p>	<p>条例第6条は、いじめ防止等のための町立学校の責務を定めたものです。第8項は毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、「多可町子ども憲章」を唱和することにより、子どもたちが、いのちと人権について考える機会とすることを目的とした条文です。</p>
6	<p>子どもたちのいじめ防止の意識を高めることは大切ではあるが、憲章を唱和することでいじめがなくなるとは考えにくい。他に手立てがあるのではないかと思われる。</p>	<p>多可町では、平成19年に多可町内小中学校の児童生徒代表が中心となって「多可町子ども憲章」を策定しています。この子ども憲章の策定に当たって、児童会や生徒会を中心に各学校の児童生徒の意見を集約し、その意見を持ち寄って七つの条文を完成させました。その三つめに、(命、人権)「わたしたちは、いじめや差別をなくし、一人ひとりの命と人権を大切にします。」と定めています。この条文には、当時の子どもたちの「いじめのない学校にしたい」という強い想いが詰まっています。</p>
6	<p>毎月1日を命と人権の日に定めることは素晴らしいことだと思います。命はたった一つしかないかけがえのないものですから、1日に定めるのもよくわかります。しかしながら、1日が平日ではない場合もあります。その場合、多可町子ども憲章を唱和するのを週明けの月曜日にするのはなかなか難しいことです。月曜日は全校朝会や集会が開かれることが多く、児童にとってあわただしく、時間がありません。また、平日にも朝の会ではモジュール学習や読書などにあてられており、スケジュールはいっぱいです。帰りの会に、と思っても、かつての学校と違い、今は不審者対策で集団下校が必須です。そのため、決められた時間に下校するようになっており、遊ぶ時間も放課後の補充学習も十分に取れないで子どもたちは時間に追われています。</p> <p>学習時間を確保するのために様々な取り組みをしている中で、授業時間を削って子ども憲章を全て唱和しているというのものがうのかな・・・と私は思ってしまいます。せめて命・人権に関する項目を唱和するのにとどめてはどうだろうかと思います。</p> <p>多可町子ども憲章は素晴らしい内容が定められており、額に入れて飾っているだけでは勿体無いものです。唱和することで関心を持ち、目にする機会が増えるのは大変いいことだと思います。そうなるように、日常に実行可能な、ゆとりある条例の定め方であってほしいと思います。</p>	<p>ご提案をいただいていますとおり、「いじめと人権」について考える機会には、「多可町子ども憲章」の唱和以外にも様々な方法が考えられます。</p> <p>そこで、修正案として、第6条第8項を「町立学校は、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、多可町子ども憲章を唱和するなど子どもが命の尊さや人権について考える機会を設けるものとする。」とします。</p> <p>町としては、「多可町子ども憲章」を唱和するなど、各学校園の子どもの発達段階や実態を踏まえた上で、各学校園で創意工夫のもと、子どもたちが命の尊さについて実感し、人権尊重について主体的に考える日として指導します。</p> <p>また、当然のことながら1日が休日になることもあります。町内小中学校では、月初めの登校日に実施する等、柔軟に対応します。</p>
6	<p>子どもたちが唱和するという意味でよろしいでしょうか。</p> <p>子どもたちにとって、毎月1日、子ども憲章を唱和することが、この条例が制定された理由を理解することに繋がるのかと疑問に感じます。まず、なぜこの条例を定めなければならない状況にいたったのかを、大人が子どもに説くことのほうが大切だと考えています。それが大人の責任だと思います。「いのちと人権の日」を定め、子ども憲章を唱和すること自体には反対ではないですが、学校で毎月行うことを条例で拘束することには反対です。毎月1日と条例で決めてしまうと、学校では形式的に唱和せざるを得ないという状況もきっと出てくると思います。これでは、本末転倒と言わざるを得ません。条例が制定される日を「いのちと人権の日」と定め、年に1度その日に学校はもちろん、他の様々な団体も巻き込んで一緒に、町民の大人も子どもも、子ども憲章を唱和するほうが良いのではないでしょうか。仲裁者を多く作るという観点から、この方がより大きい効果を得られるのではないかと思います。</p>	
6	<p>第6条の8に「多可町子ども憲章」を唱和するという文言があります。大変すばらしい憲章ではありますが、そもそも憲章とは、規則とか掟といった意味あいが強く、それを児童生徒全員が唱和するという行為は、思想、信条の自由を損なうことになるとを考えます。校歌を斉唱することとはまた意味が違います。~毎月1日を「いのちと人権の日」と定め~“各校の実情に沿った人権活動の場を設定する”といった内容の文言に変える方がよいのではないかと考えます。</p>	
6	<p>毎月（学級、全校など、どの規模かはわかりませんが）唱和することが可能なのかどうか。</p>	

条文	内 容	回 答
6	<p>第6条の「8」について → 町立学校は、毎月1日を「いのちと人権の日」として定め、「いじめ防止」に係る講話の時間を設けたり、多可町子ども憲章を唱和したりするよう努めるものとする。 → 町立学校は、毎月1日を「いのちと人権の日」として定め、多可町子ども憲章を第3項を唱和するよう努めるものとする。</p> <p>との表記にとどめることはできないものであろうか。かつて「君が代起立斉唱の条例化」にともない、起立しない、唱和しないとして法的処分を受けた教諭の事案が報道されたことを思い出してしまった。「唱和していない」ということで、同様の問題が発生しないものかと懸念する。唱和の是非についてを含め、職場への周知・共通理解が徹底されているのかどうか、現状を確かめるために少し立ち止まりたい思いがある。</p>	
6	<p>第6条に、毎月1日に子ども憲章を唱和すると定めてある。それは、子どもたちにいのちと人権について考える機会とするとあります。昔の教育勅語を唱和させていたような少し危うい感じがする。書いてあることはもっともなようだが、洗脳したり、価値の押し付けのような気がしてならない。多様性を認め、お互いを尊重できるように教育していくことが大切だと思う。いじめをなくすために尽力されているのですが、上記の点も考慮していただきたいと思う。</p>	
6	<p>多可町子ども憲章の唱和については、全文を唱和することは、小学校1年生、2年生の低学年では、不可能である。唱和は「命、人権」の項を唱和するなど、運用に関しては柔軟な対応ができるよう配慮していただきたい。</p>	
6	<p>毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、多可町子ども憲章を唱和する。→ 1日と決めてしまうと休業日等と重なることもあるので、唱和するのは、月初めの登校日に変更すべきでは。</p>	
6	<p>「町立学校の責務 8」について 每月1日を「いのちと人権の日」と定め、いのちと人権の尊さを再確認させ意識づけることには賛同します。ただ、「多可町子ども憲章」の全文唱和については、原則とし、「一、命・人権」の項のみははずさず、その他の項については学校の実情に合った方法にしてもよいとしてはどうでしょうか。</p>	
6	<p>「毎月1日に…唱和する」とありますが、子どもたちの年齢・発達に合わせた運用の仕方をさせて頂けるようになればと思います。</p>	
6	<p>第6条の8の多可町子ども憲章を唱和するものとするは、低学年の児童などは憲章の全てを唱和するのは難しいところがあります。例えば、「友情・おもいやり」や「命・人権」のところのみを言うなど、学校や子どもの実態に合わせて行うようにしても良いということにしてほしいです。</p>	
6	<p>第6条の8について 子どもたちにとっては、内容が多いと一つ一つがぼやけてしまうこともありますので、「命・人権」の部分にしぼって唱和するというのはどうでしょうか。</p>	

条文	内 容	回 答
6	<p>(町立学校の責務) 第6条の8 「いのちと人権の日」を定めることには異論はありませんが、「多可町子ども憲章」を唱和するといふのはいかがなものか。あらためて条文化することが必要があるとは思わない。 唱われている内容全てについては無理であるが、毎月その一部の内容について子どもたちと考える機会(時間)を持つようにするなどの取り組みをしていくことが大切であると思う。 学校においては、今後も組織での指導体制や相談体制を充実させていくよう努めていきたい。</p>	
6	<p>「…を唱和するものとする」を「…の意味を深く考えるものとする」の表記の方が、解説文にある「いのちと人権について考える」目的を果たしやすいと考えます。ビジネス本やネット上の書き込みにおいても「社是や社訓を朝礼で唱和することは意味がない、効果がない」と多く見られます。「唱和する」のではなく、発達段階に応じて、子ども憲章と丁寧に向きあうことが大切であると考えます。子ども憲章にあるような望むべき姿に近づくためにはどうすればよいのか、そのことをじっくりと考える方が効果的であると思います。</p>	
6	<p>「毎月1日を『いのちと人権の日』と定め、多可町子ども憲章を唱和するものとする」とあるが、子どもによっては形だけの唱和になり、逆にひねくれた行動をとったりするのではないかと危惧します。</p>	
6	<p>小学校低学年の子どもは、内容を理解することが不十分であるため、原文のまま唱和をすると限定せず、各学校にその扱いを委ねたらよいと思います。</p>	
6	<p>憲章の唱和を義務づけるのは、「森友学園が教育勅語を唱和していた」のと同じです。「町立学校は、『いのちと人権』を考える機会を持つ」でよいと思います。</p>	
6	<p>多可町子ども憲章の「唱和する」ことよりも、学校ごとに年1回集会を開いて「いのち」について考える週間を設定する方が、子ども達にとってじっくりと考える良い機会になると思います。</p>	
6	<p>いのちと人権の日は、町立学校に限らず、町全体で定め、子どもも大人も命について考える日にするのが良いのでは。毎月ではなく、年1回にする方が重みがあり、命について考える良い機会になると思う。</p>	
6	<p>「多可町子ども憲章」の唱和ではなく、いのちと人権について考えるで、良いのではないかと思います。</p>	
6	<p>唱和ではなく、「集会」という形でできないかと思います。毎月1日ではなく、学校の裁量で「会」を開く方が子どもたちにも良いかと思います。</p>	

条文	内 容	回 答
6	<p>「いのちと人権の日」を定め、命の大切さについて考えることは大切なことだと思います。多可町子ども憲章の内容もいいものです。唱和ではなく、考える機会をつくるといういい方法があればといいなと思います。</p>	
6	<p>「～、多可町子ども憲章を唱和するものとする。」とあり、全文を唱和するもののように読み取れます、解説の「『多可町子ども憲章』を唱和することにより、子どもたちが、いのちと人権について考える機会とします。」とありますので、どの部分を読むのか限定すると、焦点化できてよいのではないかと思います。</p>	
6	<p>「町立学校は、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、多可町子ども憲章を唱和するものとする。」月一回の唱和など、形式的に慣性的なものに成り下がるだけだと思います。また、尊い理念だと思いますが、発達段階として全ての子どもが正しくこれを理解できるとは思えず、理解できない文言を自らの意思とは関係なく強制的に唱和させることには反対です。</p>	
6	<p>子ども憲章の唱和が月一回定められているが、結構長い子ども憲章を小学1年生から唱和するのに違和感を覚える。</p>	
6	<p>いじめの問題は複雑であり、原因も一概には言えません。「多可町子ども憲章」の唱和は以下のようないい處とデメリットと考えられます。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰から見てもわかりやすい啓発活動である。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな行事で忙しい小中学生の時間をとり、忙しさを助長する。 ・効果が不透明である。 ・すでに各学校で行われている啓発活動と重なり、「唱和」「齊唱」するような機会が多い。 <p>これらのこと踏まえながら、「子どもの成長を第一に考えて」慎重な審議をお願いしたいと思います。</p>	
6	<p>毎月1日の唱和でないほうがいいと思います。もしするなら月初めの生徒朝会があるときなどに行うほうがいいように感じます。</p>	
6	<p>毎月1日の唱和ではなく、生徒朝会がある時に行う。</p>	

条文	内 容	回 答
7	家庭（保護者）の協力が必要。決して放任にならないよう、家族での団らんが大事。	確かにその通りであると考えます。 本条例では、第7条に保護者の責務として定めています。
7	(保護者の責務)家庭でSNS等のできるソーシャル機器を与える場合は、その危険性を理解すると共に、子どもにも周知する。 今からの条例です。保護者にも必要な責務で追加した方が良いと考える。 他、全体的に今までの道徳やいじめ防止関係の内容が多い。SNSによるいじめが今後頻発すると考えられるので、こういう機器に対する扱いや責任について、保護者、町民にも明記が必要では。	ご提案いただきましたように、SNSによるいじめの問題は、学校の指導だけで解決できるものではありません。子どもの教育について第一義的責任を有する保護者にも責任があります。 そこで、修正案として、第7条第7項として「保護者は、インターネット社会の現状及びその危険性について学ぶとともに、子どものインターネットの利用の状況を適切に把握し、管理するものとする。」として追加します。 また、解説に、「学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行うことが重要です。そのため、保護者は、インターネット社会の現状やその危険性について理解するとともに、子どものインターネット利用の実態についてしっかりと把握し、「ネット上のいじめ」について子どもと話し合い、家庭で携帯電話の利用に関するルールをつくることも大切です。」という説明を追加します。
7	インターネットを通じて行われるいじめ防止等のための対策に関して、町や学校が情報モラル教育や啓発活動等を行うのは、必要であると思いますが、スマートフォンや携帯電話を持たせることは家庭からのスタートがあるので、第7条の保護者の責務の中にインターネットによるいじめの内容を入れる等して、意識を強くしていただく、というのはどうでしょうか。	
20	学校現場におけるいじめ等の指導で、SNSが発端となることが非常に多くあります。学校における学習や生活の中で課題がある場合は迅速に対応し指導することができますが、生徒が家庭に帰りSNS内で誹謗中傷等のトラブルを防止することは現実的に不可能です。 SNSでの書き込みによる「いじめ」は学校における交友関係によるトラブルのため、多くの家庭・保護者は「学校の指導はどうなっているのか」と訴えかけてきます。 しかしながら、実際にSNSの通信機器を買い与えているのは家庭・保護者です。 今回の条例が本気で「いじめ防止」に実効力を発揮させるには、第20条にインターネットにおける対策として、 ○「保護者の責任の下使用させる」 ○「不適切な書き込みをした場合、保護者の監督の下使用させない」等、 各家庭での子どもへの働きかけを明記し、保護者の管理を強く訴えかけていく必要があると考えます。 学校の責任でのSNSのトラブルが発生するならば、少なくとも義務教育中のSNSの使用はしないように条例で明記すべきだと考えます。 子ども達は、情報化の世の中を健やかに生きていき、SNSでのトラブルに巻き込まれないようにするには、小学校・中学校の義務教育9年間で友だちとの健全なコミュニケーション力や情報モラルについてしっかりと学習をして、SNSを使用すべきであると考えます。	
20	<家庭でのネット利用に関して保護者の責務について> 学校で起こるいじめ事案で複雑化するのはインターネットを通してである。最初は個人間のトラブルでもほとんどの場合ネット上のトラブルに発展する。家庭でのネット利用に関しては、学校ではなかなか管理できない部分であり保護者の責務の明記してほしい。 第20条には第1項に「町及び町立学校は」、第2項に「町は」と町や町立学校の取組については明記してあるが、子どもの教育に対して第一義的に責任を有する保護者の具体的な取組内容が明記されていない。 そこで、保護者の責務として、「義務教育段階でのインターネットの利用に関しては、犯罪に巻き込まれないよう、またネットいじめにつながらないようSNSの通信内容を保護者が定期的に見るようになるなど、保護者の管理責任の下、利用させるよう具体的に記述してほしい。そして、ネットいじめ等を発見した際には、学校等に相談しながら保護者も主体的に関わりながら課題解決に向かう等の記述がほしい。	

条文	内 容	回 答
20	<p>【解説】の部分に捕捉されている内容を読むと、20条にも関連するが、インターネットやSNSの扱いに関する対策については、「町」「町立学校」以上に「保護者の教育力」が求められているのではないだろうか。SNSがいじめの温床と化している現状を踏まえ、保護者がその現状をしっかりと理解し、情報機器を子どもに与える「親としての責任」にも是非言及してもらいたいと考える。</p>	
20	<p>第20条について 子どものスマホ所持やインターネット環境の問題は、学校だけの指導では行き届かないところがあります。「フィルタリング制限をかけたり、ルールを決めたりしなければならない」などの保護者の条例があればいいと感じました。</p>	
20	<p>SNS等を利用したスマホやゲーム機器での悪質ないじめに発展している。親にも、幼児期から容易に買い与えたり、ルール作りをするなどして、親への教育が必要だと思う。</p>	
8	<p>地域での声かけや見守りは、最近薄れてきているように思う。気になる子には、地域で積極的に声をかけようと思う。</p>	<p>「地域」は、子どもの成長に大きな役割を果たしています。子どもが積極的に地域の行事や活動に参加することは、地域とのつながりの中で人を思いやる心や社会性を育む上でとても大切です。また、「地域の子は地域で育てる」「より多くの大人の目で子どもを見守る」という思いで、町民一丸となって子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することがいじめ防止等にとっても大切です。本条例では、第8条に町民の責務として定めています。 どうぞ、地域での積極的な声かけをよろしくお願いします。</p>
15	<p>第15条、16条においては、いじめの未然防止、早期発見について記されている。 「総則」においては、町、町立学校、保護者、町民、各自の責務がきちんと記されており、対策等の中核を成すであろう「町」「町立学校」「保護者」が三位一体となって、いじめ防止に取り組む旨がうかがえる。 一方、15・16条における未然防止・早期発見のための措置の条においては、「保護者からの児童・生徒に対する直接的な働きかけ」がうかがえないのではないか。「町」「町立学校」の働きかけについての表記にならない、「保護者の構え」なる内容も明文化してよいのではないかと思われる。</p>	<p>本条例の第2章（第12条～第14条）、第3章（15条～28条）は、地方公共団体としての「町」のいじめ防止基本方針や、その対策を推進するための基本的な行政施策等について述べた章となっています。 そのため、いじめの未然防止やいじめの早期発見及び早期解消にあてっては、保護者、町民、関係機関等と連携を図ることとしています。 また、「保護者からの児童・生徒に対する直接的な働きかけ」については、第7条の保護者の責務で定めています。</p>
15	<p>未然防止のため、他者を攻撃する可能性が低くなり、いじめのない誰もが安心できる学校に資するものとして、自己有用感を育む視点を入れてはどうかと考えます。</p>	<p>ご提案のとおり、子どもたちの自己有用感を育むことは、いじめの未然防止についても、大切な視点であると考えています。第15条第1項に「町及び町立学校は、当該学校に在籍する子どもの豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地や基礎を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図らなければならない。」と定めています。こうした教育や体験活動の中で自己有用感を育みたいと考えています。</p>
18	<p>いじめを行った子どもに対する指導及び支援、その保護者に対する助言、等の内容が書かれている点はとても大事だし、評価できる。</p>	<p>いじめを受けた子どもに対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供だけでなく、いじめを行った子どもに対する指導及び支援、その保護者に対する助言等が、いじめ問題の対応の大きな柱であると考えています。</p>

条文	内 容	回 答
24	<p>「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき」について、具体的にどのような行為を「犯罪行為」とするのかを明記すべきだと思います。広義では、全ての「いじめ」は「犯罪行為」ととらえられるかもしれません。また、例え学校が「犯罪行為」と認めなくても、被害生徒の保護者が「犯罪行為」と訴えられた場合はどうすべきでしょうか。</p>	<p>「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき」について、具体的にどのような行為を「犯罪行為」とするのかについては、文部科学省の平成24年1月2日付「犯罪行為として取り扱われべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」や平成25年5月16日付「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」の中で、警察への通報・相談に係る基本的な考え方として、次の2点が示されています。</p> <p>(1)学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。 (2)いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。</p> <p>これらについては、本条例第24条の解説に追記します。</p> <p>また、学校において生じる可能性がある犯罪行為等についてのいじめの態様として、次の事例が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・金品をたかられる。・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 <p>これらの「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものです。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記(1)の考え方に基づいて判断が必要となります。</p> <p>また、2点目についてですが、本条文第5項は、町立学校のいじめに対する措置について定めたものです。この場合、犯罪行為として取り扱うかどうかの判断を行うのは、あくまで学校や教育委員会です。保護者には、学校としての判断を丁寧に説明することになります。その上で、保護者が犯罪行為として警察等に訴えるかどうかは、保護者の判断になります。</p>
26	<p>(校長及び教員による懲戒) 第26条 懲戒を加えることができる 認められる懲戒の内容に検討がいると思います。たとえば、「教室に起立させる」とは、肉体的苦痛につながるのではないのでしょうか。</p>	<p>本条例第26条の解説に、認められる懲戒として示した事例は、文部科学省が「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」の中で「認められる懲戒」として示したものを取り上げています。</p> <p>個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、文部科学省の平成25年3月13日付「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」に基づいて判断します。</p> <p>【参考】 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」 2 懲戒と体罰の区別について (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主觀のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。</p> <p>このことについては、本条例第26条の解説に追記します。</p>

条文	内 容	回 答
その他	(校長及び教員による懲戒)の項目の中で、※認められる懲戒の例が、いじめを行っている場合についての懲戒としては、適切に思わない内容のものが例としてあがっているように思う。	<p>本条例第26条の解説に、認められる懲戒として示した事例は、文部科学省が「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」の中で「認められる懲戒」として示したものを取り上げています。</p> <p>一般的に使われる「懲戒」という言葉は、「不正または不当な行為に対して制裁を加えるなどして、こらしめること」等の意味であり、非常に厳しい印象を受けます。そこで、一般的に使われる「懲戒」という言葉と、学校教育法第11条に規定する「懲戒」との違いを明らかにするために記しています。</p>
その他	(出席停止等の適切な運用)で、出席停止が措置されている必然的な判断は、実際の現場ではとてもむずかしいものになると予想される。教育委員会が措置を講ずることの周知がより必要ではないだろうか。	<p>本条例の第27条の解説でも、「本条は、いじめ防止対策推進法第26条の規定により、学校教育法第35条第1項に基づき、教育委員会が必要であると判断したときは、多可町立小学校及び中学校出席停止の命令の手続に関する要綱により、いじめを行った子どもの出席停止の措置をとることができることを定めたものです。」として、教育委員会が出席停止を命じることを明記しています。</p> <p>さらに、「学校は、子どもが安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務です。学校において問題行動を繰り返す子どもには、学校の秩序の維持や他の子どもの義務教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要であり、子どもを指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。</p> <p>しかし、公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の子どもの教育の妨げがあると認められる子どもがあるときは、町教育委員会が、その保護者に対して、子どもの出席停止を命ずることができます。」として、教育委員会が出席停止を命じることを明記しています。</p> <p>また、参考として学校教育法第35条も載せていますが、ここにも教育委員会が出席停止を命じることが定められています。</p>
その他	<保護者住民への啓発について> 人権啓発住民学習会が全ての地区で実施されていると思うが、その際に今回の条例の内容を同時に盛り込むなどいじめ防止に関する住民学習会を実施する旨、第5条の解説等にそういった具体的な取組内容を例示してほしい。(その他、毎月1日に防災無線で子ども憲章の朗読を行うなどの啓発も盛り込んではどうか)	
その他	児童生徒の保護者への啓発についても条例を配るだけでなく、PTA総会の席で教育委員会または校長の方から条例の趣旨や内容について説明をするなど、第6条の解説等に具体的な取組内容の例示をしてほしい。	住民啓発用のリーフレットを作成し、人権週間「多可町民のつどい」等を活用し、いじめ防止等に向けた啓発活動を計画しています。 ご提案いただいた啓発についても、今後、検討したいと考えています。
その他	パブリック・コメント自体が多くの意見をとりいれるための手立てであると思いますが、時間をかけて、じっくりと策定していくことが大切ではないでしょうか。 大人からの押し付けになっていないか、その条文が結果的に子どもたちを苦しめることになっていないか、地域や学校での押し付け合いになっていないか、守るべき子どもたちの目線や立場に立っているか、じっくりと時間をかけて策定すべきだと思います。	本条例の策定にあたり、多可町青少年問題協議会で協議を重ねることにより、町民の皆様の意見を取り入れています。また、パブリックコメントを行い、町民の皆様よりたくさんのご意見をいただきました。この貴重なご意見をもとに、より実効性のある条例を制定し、いじめ防止等に取り組んでいきます。

条文	内 容	回 答
その他	<p>条例を策定することにより、今まで以上に地域の目が子どもたちに向けられる効果が見込まれます。平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。多可町中区間子には県立北はりま特別支援学校で学ぶ子どもたちもいます。「町立学校」という表記から、北はりま特別支援学校で学ぶ子どもたちが疎外されているように、障害者が排除されているように受け止められました。</p>	<p>条例は、その条例を定める地方自治体の範囲内で効力を有します。町は、県立学校等、町立学校以外の学校について、いじめの実態把握について調査を命じる等の権限は有しておりません。</p> <p>そこで、第5条第2項に「町は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った子どもに対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制を充実とともに、学校、保護者、町民及び関係機関等と連携の強化を図らなければならない。」と定めています。</p> <p>ここでいう「子ども」は、第2条で定義しているとおり、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に通う児童及び生徒をいいます。この中に県立北はりま特別支援学校に通う子どもたちも含まれています。</p> <p>また、「学校」は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等をいいます。この中に県立北はりま特別支援学校も含まれています。</p> <p>また、第35条に町立学校以外の学校への協力要請として、「町は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。」と定めています。</p> <p>これらの条文で、県立学校等に在籍する子どものいじめ防止等にあたっては、県立学校等と連携して対応することを定めています。</p> <p>のことについては、本条例第35条の解説に以下のように追記します。</p> <p>「本条例でいう「子ども」は、条例第2条第2号に定めるとおり、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する全ての児童及び生徒をいいます。町は、いじめ防止等について必要があると認める場合は、県立学校等の設置者及び管理者と協力して対応にあたります。」</p>

条文	内 容	回 答
その他	<p>いじめは、小・中学生だけにあるものではありません。対応も教育委員会だけがするものでもないと思います。「町立学校」のみが対象となっているようですが、子ども園や多可町在住の高校生や大人も対象にすべきではないでしょうか。大人の世界にもいじめ（セクハラ、パワハラ、モラハラ等があります。）守るべき対象を広げるべきと思います。</p>	<p>条例は、その条例を定める地方自治体の範囲内で効力を有します。町は、県立学校等、町立学校以外の学校について、いじめの実態把握について調査を命じる等の権限は有しておりません。</p> <p>そこで、第5条第2項に「町は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った子どもに対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制を充実とともに、学校、保護者、町民及び関係機関等と連携の強化を図らなければならない。」と定めています。</p> <p>ここでいう「子ども」は、第2条で定義しているとおり、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する全ての児童及び生徒をいいます。この中に県立高等学校に通う子どもたちも含まれています。</p> <p>「学校」は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等をいいます。この中に県立高等学校も含まれています。</p> <p>第35条に町立学校以外の学校への協力要請として、「町は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。」と定めています。</p> <p>これらの条文で、県立学校等に在籍する子どものいじめ防止等にあたっては、県立学校等と連携して対応することを定めています。</p> <p>「学校」及び「子ども」の定義につきましては、上位法である「いじめ防止対策推進法」に基づき定義しています。そのため、この条例における「子ども」には、幼児は含まれていませんが、幼児期は、人間形成の基礎がつくられる大切な時期です。また、ご指摘のとおり、幼児の中でも小さいじめがあり、その芽の段階から指導していくことが大切であると考えています。</p> <p>そこで、本条例では、第2条第7号に幼児教育施設をいじめ問題の対応に係する機関とし、連携していじめ問題に対応することを定めています。また、第9条では、幼児期の子育て支援として、この時期にキッズランドやこども園等と連携し、命の大切さと思いやりの心を育む教育を推進することを定めています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、広義のいじめは大人の世界にもあり、社会問題となっています。この条例の制定にあたり、対象を大人にも広げるかどうかを検討しました。しかしながら、対象を広げると、条例の趣旨がぼやけてしまう恐れもあり、子どもを対象とした条例にしました。</p>
その他	<p>「多可町いじめ防止等に関する条例」は、学校関係、児童、生徒への啓発だけのものでしょうか？。例えば、第5条（町の責務）の3　町は、町立学校におけるいじめの実態・・・という部分や第15条の2、全ての子どもに関係する・・・と書かれていますが、その他も「子どものいじめ」についての条例だけのようと思われます。いじめは大人の世界（セクハラ、モラハラ）等、さまざまないじめがあり、町として条例をつくるのであれば、「町民」一子どもも大人もいじめ防止の意識を持っていかなくてはいけないと思います。「町民」に対しても発信していく言葉が入るといいのではないかとも思います。</p>	
その他	<p>（幼児期の子育て支援）町独自でこのような項目があるのは、とても良いと思いました。このようにするのであれば、幼児期だけでなく、生涯学習として大人がいじめについて考える機会について言及するのはどうでしょうか。</p>	<p>本条例では、第22条で啓発及び教育について定めています。その中で住民啓発用のリーフレットを作成し、人権週間「多可町民のつどい」等を活用し、いじめ防止等に向けた啓発活動を行い、大人もいじめについて考える機会を設けます。</p>